

総務建設常任委員会

令和 7 年 3 月 2 6 日

葛 城 市 議 会

総務建設常任委員会

- [illegible]

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

- | | | |
|-----------|------|-------|
| 3. 出席した委員 | 委員長 | 吉村 始 |
| | 副委員長 | 柴田 三乃 |
| | 委員 | 西川 善浩 |
| | 〃 | 横井 晶行 |
| | 〃 | 谷原 一安 |
| | 〃 | 増田 順弘 |
| | 〃 | 西井 覚 |
| | 〃 | 下村 正樹 |

- 欠席した委員 な し

- | | | |
|--------------|-----|---------|
| 4. 委員以外の出席議員 | 議 長 | 奥 本 佳 史 |
| | 議 員 | 坂 本 剛 司 |
| | 〃 | 川 村 優 子 |

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|--------|---------|
| 市 長 | 阿 古 和 彦 |
| 副 市 長 | 東 錦 也 |
| 企画部長 | 高 垣 倫 浩 |
| 企画政策課長 | 西 川 直 孝 |

6. 職務のため出席した者の職氏名

- | | |
|------|------|
| 事務局長 | 板橋行則 |
| 書記 | 岩永睦治 |
| 〃 | 岸田聖士 |

- ## 7. 付 議 事 件（付託議案の審査）

議第5号 葛城市総合計画審議会条例の全部を改正することについて

開 会 午後１時３０分

吉村委員長 ただいまの出席委員は８名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆さん、こんにちは。本日は、３月１１日に総務建設常任委員会を開きまして、そのときに継続審議となっております議第５号、葛城市総合計画審議会条例の全部を改正することについてを、また議題として慎重審議をお願いをしたいと思います。これにつきましては、この委員会がいわゆる市長の附属機関ということでありまして、これについての位置付けといますか、議会として、二元代表制でございますので、これについて今回も話し合われることと思いますけれども、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、委員外議員の紹介いたします。川村議員、坂本議員。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いをいたします。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

それでは、議案審査に移ります。さきの総務建設常任委員会に引き続き、議第５号、葛城市総合計画審議会条例の全部を改正することについてを議題といたします。

まず、これまでの経緯について説明をいたします。本議案については、去る３月１１日の本委員会において、議員が委員となる委員会等の今後の関わりについて、同月１４日に開催されました議会改革特別委員会で協議されるということもありまして、継続審査としたものであります。議会改革特別委員会では一定の方向性を示すというところまでは至りませんでした。その際の協議内容も参考としていただきまして、本委員会についてご審査いただきたいと思います。

なお、市長の附属機関については、これだけではなくて、たくさんの委員会等がございます。本議案は総合計画等を審議する重要な委員会であり、令和７年４月１日施行ということもあり、議会議員が当初より関わるのか、ほかの市長の附属機関と同様の時期に結論を出しますと、場合によっては途中から議員が抜けてしまうというようなことも想定されます。また、総合計画は私ども議会の議決事項となっておりますことも考慮していただきまして、皆さんのご意見を伺いたいと思います。また、議案審査でもございますので、当然、議案に係る質疑につきましても、理事者側にさせていただきますようお願いをいたします。

まず、それでは、質疑はございませんでしょうか。

西川委員。

西川委員 よろしく申し上げます。

まず、今委員長のほうから経緯についてはいろいろとお話しあったとおりでございますけども、まず、ここに今、第５条と第１２条、委員の選定について、市長が委嘱する委員の方々、１から５号あるんですけども、その中の１号に市議会の議員というのが入っております。まず、この議会議員を委嘱されるというふうなことをね、今ここに入れられた理由と、またその経緯について、分かるかというところを教えてくださいませんか。

例えば経緯いうたら、今、全部改正なので、そのまま来ているとか、そういうことでもいいですし。

吉村委員長 この前の条例についての経緯を聞くわけじゃなくって、この条例についての経緯を聞きたいということですね。

西川委員 そうです。

吉村委員長 分かりました。

西川企画政策課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。よろしくお願いいたします。

まず、議員を入れられた理由ということについてですが、まず1点目は、今回の総合計画と総合戦略の見直しに当たっては、この市民の意見を直接反映させたいこと、また、多様な意見を反映させるために様々な背景を持つ人々で構成されることが望ましいと判断したことと、あと、前回の総合計画の策定についても、市議会議員の方3名入っておられましたので、引き続き入っていただくほうがいいのではないかという、市の理事者側の議論の結果、入れさせていただきました。

以上でございます。

吉村委員長 西川委員。

西川委員 いろんな方の背景ということで、そこの中に市議会議員というところも背景にあるでしょう。ここについて、今いろいろ議論をしているところなんですけど、要は、二代表制とずっと言うているところです。そこがやはり、この今回の議決案件になります、この総合計画というのはね。そのときに議員がそこから、いうたら監視機関でもあるし、審査をする機関でも議会というのはあります。そのときに、果たして公平な議決が可能なのか、例えば、事前審査に当たってこないのかというところとかというのを、いろいろと議会改革の中でも話をしておりました。

もう1個聞きたいのが、その経緯についてなんですけど、前のときにあったので、きてますよと。そこからさっきの話なんですけど、これ今回の、このほかにもいろいろ附属機関ってあるんですけど、それというのも、どういう経緯で市議会の議員が入っているのかというのは、これはここで分かるかは分からないんですけど、ちょっと、どうなるか分かりませんが、その経緯というのも分かりますかね。

吉村委員長 西川委員、ほかの委員会の条例にうたわれているということですか。

西川委員 そうです。

吉村委員長 いろいろ、様々な……。

西川委員 これ、僕は多分、いろいろと話を聞いていると、やはり旧町時代からの中で、やっぱりそのまま委員会が、附属機関の委員会がそのまま上がってきて、これ、一般質問でもそのまま答えられています。いうたらそのまま、精査をされずに来ているところというのがあるというふうに伺っておりますので、市議会議員とか、委嘱するところの市議会議員とか、葛城市の市議会議員とか、市議会の議員とか、全部ばらばらなんです。というところも含めてね、やはり前例踏襲というのはもちろん、それでやられているかもしれないんですけども、

何か、新たな理由というのがなかったというところが、今回疑問かなというところなんですけどね、これ聞いても、多分前例踏襲となってくると思うんで。

吉村委員長 そうですね。

西川委員 ほかの人らの意見も聞きたいと思います。

以上です。

吉村委員長 ほかにございませんか。

どうぞ。柴田副委員長。

柴田副委員長 前回は総合計画に市議会議員が入っていらっしゃったということなんですけど、入っていて、入ってよかった点、理事者側から、市議会議員が入ってよかったなという点を教えていただきたいのと、西川委員から、事前審査に当たるかもということに関しての考え方を教えてください。

吉村委員長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣でございます。よろしくお願いします。

まず、事前審査に当たらないというのは、法令的には議員さんが地方自治体の附属機関に参画されることは、直接的には自治法違反にはならないということで解釈して、我々、今回の条例案に議員さんが入っておられるという考えでございます。前回、10年前になるんですけど、意思形成、会議、策定委員会の過程で議員さんに入っていただくことで、それなりに、市民の代表の議員さんが入っておられることで、その中に意見が反映されやすいという点が、事務方としてはメリットになるという感じで捉えておりました。ですので、その点が議員さん入っていただいている理由かなと、前回のときは、と思っております。

以上です。

吉村委員長 柴田副委員長。

柴田副委員長 法令的には直接、大丈夫だというお話だったんですが、あと、市民の方の意見が反映、私たちが入ることによって反映されやすいということであつたんですが、その審議会とかで異論を唱えるということはあつたんでしょうか。異論を唱えるっておかしいですけど、議員がその内容に関して、自分はこういうふうな考え方だとかということを言えるような審議会であるのかどうかというのを教えていただきたいのと……。

吉村委員長 今のはこの、こちらのほうの総合計画審議会についてですね。

柴田副委員長 そうです。前回も入っていたということで、意見を反映させたいということであれば、その議員が、その中で、こう進んでいるが、私はこう思うとかっていう異論を唱えることができるかどうかっていうことを、そういう事実もあつたかどうかということを教えていただきたいのと……。

吉村委員長 過去の状況ですね。

柴田副委員長 はい。議員からすると、なかなか、そういう点で難しいと思うんですよ。だって、市議会で異論を唱えているのにもかかわらず、やっぱり賛否を問われたときに、賛成多数で通ってしまった場合、この議案として上がってきて、そこで、異論があつたのにもかかわらず、なかなか、議員になってると難しい立場であると思うんですけども、そのあたりも理事者

側としてはどうお考えになっているのかお聞きしたいです。

吉村委員長 今の質問はあれですか。議員が、今委員として出たときの立場をどのように考えて、理事者側としては呼んでおられますかみたいな感じですかね。

柴田副委員長 はい、お願いします。

吉村委員長 高垣部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。10年前ですので議事録を確認する必要があると思うんですが、私はそのときに企画政策課におりましたので、議員さんの立場として発言されておられたのは、あくまで策定委員としての立場で慎重に発言されておられたという記憶はしております。ですので、異論とかではなくて、その策定委員会の中で合意形成を図っていくという、審議会の委員長さん、すいません、今すぐ名前出ませんけれども、が、全員に諮って合意形成していくという流れで策定されていますので、議員さんの立場で意見されているのか、市民の代表なのかというのは、そのときの発言内容を見ないと分からないんですが、特に異論という形ではなくご意見として出されてた記憶がございます。

以上です。

吉村委員長 あくまでも、数ある、いろんなバックグラウンドを持った方が委員として出られてますが、委員の1人として発言をされていたというふうに認識されているということよろしいですか。

高垣企画部長 はい。

吉村委員長 そうですね。

柴田副委員長。

柴田副委員長 あくまでも審議会は合意形成を図っていくための、最終的にはそこに持っていくということであるならば、やはり西川委員おっしゃるように、議員の立場で、最終的に、議案に上がってきたものを私たちが審議しなければいけないということであれば、なかなか難しい立場に立つてしまうのではないかなという、私としては個人的にはそう思いますので、このあたりは慎重に考えていきたいと思います。

吉村委員長 ほかにございませんか。

谷原委員。

谷原委員 1点質問させていただきたいんですけども、考え方として、議会がこうした審査会の委員に議員を出すことについてどうかという、議会の側の問題は議会として、議会改革でしっかりと議論しなければいけないと思っております。それは、他市なんかを見ると、一切そういうところへ行かずに、傍聴はするけれども委員にはならないというふうに決めているところもあるようですから、議会側がどうするかというのは、これは議会の問題ということなので、これはきちっと議論せなあかんのですが、理事者側にお伺いしたいのは、理事者側として、議会から委員が出ている場合、基本的にはその委員さんもいるわけだから、議会にあえて報告する、所管の委員会等で報告することはあまり必要ないというふうに考えておられるのか、もう委員さんが出ているわけだから、それ以上のことはそこで終わっているというふうにお考えになっているのかどうか、この辺についてお伺いします。

吉村委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。よろしくお願いします。

市の総合計画については、市の最上位計画でありますので、たとえ出ていただいたからといって報告しないわけではなく、そこは丁寧に経過を説明していきたいと考えておるところでございます。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 市の総合計画なので、上位計画だからそれは丁寧に説明していくと。そうすると、ここでいろいろ問題が起きてくるわけですが、そこで当然、経過報告すると、議会から意見が出ます。ここはどうなんだ、ああなんだと。それは、多分議会ですから、かなり直球でいくと思うんです。審議会だと、やっぱり合意形成ということがありますので、そこに出る議員さんはやっぱり、それなりに配慮して、議決事項でもありますし、配慮されると思うので、その場合の意見の聴取を、どう事務方としては考えられるのか。そこをどう考えられて、整理されるのか、そこをお聞きしたいんです。

吉村委員長 そうですね、この間に議会から出される意見について。

西川課長。

西川企画政策課長 例えば協議会とか委員会とかで報告させていただいた内容については、その審議会ではこういう意見が出ましたというのはお伝えできるとは考えております。ただ、それが全て総合計画に反映できるかということについては、その審議会が策定しますので、何とも。

吉村委員長 そうですね、上程の後で、また議会のほうで審査するという形になりますからね。

谷原委員。

谷原委員 とすると、これはもう質問はあれなので、意見というか考え方だけ述べておきますけれども、つまり、審議会の委員会がこの策定の本体だというふうな考え方ですか。市長が提出するのではなくて、市長の諮問機関、附属機関だから、基本的にその審議会の案をもって、市長が私は提案すると思っていたんですが、審議会に議決の提案があるというふうに聞こえたので。

吉村委員長 ちょっとその辺り……。

谷原委員 ちょっとそれ確認。

吉村委員長 整理だけ。ここを間違えると大変ですので、よろしくお願いします。

西川課長。

西川企画政策課長 すいません。言葉足らずで申し訳なかったです。市から出した意見を審議会でもって聞いていただいて、最後、答申という形で返していただいて、最終は市長から議案として提出するという形になっております。

吉村委員長 どうぞ、谷原委員。

谷原委員 意見ということですけど、つまり、最終的には市長の附属機関として、そういう委員会があって、そこで決めると。そこに議会から議長なりも出て、こうなって、決めたものとなるものを議会で、またそこで、今度はその案について市長側が出したものについて審議するということになるという……。

吉村委員長 審議会は答申をするということですからね。

谷原委員 だからそういうふうにして、案は、審議会のを議会に諮る、市長が議会に提案して、議決ですから、議会が議決しなければこれ決まらないわけですから、だから審議会で決めてたとしても、議会がそれを拒否できる、場合によってはね。こともあるわけ、修正できることもあるわけですから、そこに、一応議長とかも入ってる、そこで案がつけられているという構図になっているという、これは確認してるだけです。そういうことが分かったので、あとは議会がどう考えるかというのが問題だろうと思うんです、私は。もう行政の側はそういう形で審議会の委員に入ってもらって、市長が提案するというものですから、あとは、議会で、私は、議会がしっかり判断せなあかんというふうに思いました。

吉村委員長 そうですね。あくまでも、ちょっとここは交通整理をしておきたいんですが、市長が提出されるものに対して、この審議会は答申を出すという理解でよろしいですね。

(「はい」の声あり)

吉村委員長 ほかにございませんでしょうか。

増田委員。

増田委員 この審議会のことの議論というのんと、附属機関全体のことと、ちょっとくちやくちやに、頭の中なっているんですけれども、同じことやと思うんです。基本的には議会から出ていく、ある程度、議会に提出されるまでに、いろいろと下準備じゃないですけども、市民の意見を聞いたりとか、複合施設の問題もしかり、市民の方とワークショップと、それも同じような。まずはね、附属機関に出席した場合の、議員がした場合に、どうあるべきかという議論が、今日までほぼほぼなかった。ないんですよ、こうあるべき。議員として、代表として出るんだという、そういうような調整もなかったですね。私は極力、議会でいろんな、出てくる案件について、議会でいろんな意見が出たもの等々、頭に入っている範囲内で、いや、議会ではこういうふうな意見もありましたねみたいな意見というのは、度々出てきたつもりです。そういうふうな発言を、こういう附属機関会議の中で発言するべきなのか、一市民としての出席なんか、一議員、議員といったら議員としての立場という、その辺、どうあるべきかという議論がなされてないというところで、今、いろいろと難しい問題になってくるのかなと。難しいというのは、市長が出される議案というのんじゃなしに、こういう附属機関に、いろいろとご意見を頂戴して、それから先ほどありましたように、それなりのいろんな経験を踏まれた方等々、1、2、3、4、5、6ですか。そういった方々が十分なご審議をされて作成されたもの。もろ手を挙げて賛成というのは二元代表制といいますか、議会が、いや、そんな人らが審議してくれはってんから、ただ、丁重に取扱いをするということが必要になってくるんですけども、その中に議員も、ちゃんと経験、葛城市の状況も十分周知をしているという立場で出席をしてほしいという、こういうメンバーに入れたという、こういう経緯やと思うんです。私は。だから、ちょっとさっきの、どうあるべきか。附属機関出席に対する議員はどうあるべきかという議論を、前回の議会改革の中でもあんまり協議されてなかったんで、私は、その根っここのところが、その部分になるのかなって。私、委員じゃないからね、直接聞いてない。議会改革でいろいろ議論されてますけども、これは、この今回の、

この5条か、全ての議員に関わることで、総建で、この問題視をしている内容について、やっぱり全会一致じゃないですけども、それぞれの議員がどのようにお考えかというところに波及してくるのかなと。もしかしたら全ての附属機関の出席、二代表制云々ところを言い出したらですよ、全ての附属機関の委員の出席に対する考え方というのを、この機会に整理する必要があるのちゃうかなと。これ1つを捉えての話じゃないんかなっていうふうに、そういうふうに感じましたんで、議長のお考えも聞かせてもらたと思いますけどね。これはもう、こっち側の話じゃないと思うんで。

吉村委員長 今、増田委員がおっしゃったことに対して、議長、お考えを。

奥本議長。

奥本議長 確かに増田委員おっしゃるように、これまでこの議会の中で、附属機関への、何というか、充て職というか、参加ということに対して、そこへ参加する議員がどういう位置付けか、どういう意見を述べるかというところの申合せなり、議論というのはなかったんです。ですからそれぞれに任せられてたという状況なので、それでいろいろ、どういう形になったかという報告もない状況で、実際その結果が、我々にとってもどうだったかという検証が全くできてないのはひとつ問題ですよ。

それと、今ここで、どっちがいいかという話になるんですけども、議会は議会の問題という谷原委員からの意見がありましたけど、理事者のほうのところで、やっぱり検討をもう少ししていただきたいことが1つあると思うんです。これに関して、私、ほかの県内の市の状況を調べまして、一番議会が関与しないというスタンスをとっている奈良市、生駒市、大和郡山市を調べてみました。その中で、生駒市が非常に明確に理事者のスタンスというのを打ち出されているんです。何かというと、委嘱する委員、今やったらこの5種類ありますけども、この委員は参画できるのは3委員会までと限定しているんです。要するにこれでいくと、識見を有する者、公共的団体の役員というのが一番多いんです。大体この2つで8割ぐらいなんです、うちの場合は。そこに対して同じメンバーが、いろいろな会議で重複するというのを避けて、いろんな意見を吸い上げるためにという条件をつけているんです。そうしないと偏った意見になりがちやと。だから議会とは別に、理事者のほうでもその意見をうまく、広く吸い上げるという仕組みをつくっていらっしゃる。そういうのがあれば、議会もやはりそこへ参画するかどうかというところにも進んでいけるのかなと思うんです。

今、私の意見としては、ゼロか100かではなくて、香芝市のように、委員会によってそれを、必要かどうかという選択をするというか、検討する余地はあるかなという気はします。だから、今現状、全ての委員会がどうかというのは、ここの場でも、増田委員おっしゃるように、ほかの議員さんのお話も聞かんと駄目なんで、結論を出すのは難しいかなというのが1つと、この総合計画について、そしたら、議会が仮に、もう出ないとした場合に、この識見を有する者、公共的団体の役員というところが、やはりどういう人選になるかということが引かかるんです。それがやはり、ほかのいろいろな委員会とほぼほぼ重なっているということになれば、かなり市側にとって偏った意見になる。あと、これはほかの、全国のところでひとつ懸念するというか、予防線を張ってらっしゃるのは、やはりそれが市長の諮問機

関であるという点なんです。要するに市長のいいように意見を持っていけるという、使い方によっては。そこを防止するところの歯どめってというのが、仕組みがここに入ってないと難しいかなという気はするので、まずその辺の、理事者側の、この2つ、2番と4番についての人選、それと、ほかの委員会との兼ね合いというのをどう考えてはるかというのを、ちょっと確認だけしておきたいと思います。

吉村委員長 ちょっと待ってください。増田委員、確認していいですか。

増田委員 はい。

吉村委員長 今、議長がおっしゃった、この、今上程されています条例案、その中の第5条に「策定委員会の委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する」と書かれています。その2番に識見を有する者、3番、関係行政機関、これはいいですね。それから4番の公共的団体の役員、この2つ、このあたり、どのようなものを想定されているか、理事者側、お答え願いたいと思います。

西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。よろしくお願いいたします。

まず、識見を有する者といたしましては、今回は総合戦略の見直しも兼ねておりますので、産官学金、金融と、あと労働界、あと現メディアといった、様々な属性の構成員から意見を踏まえて策定していきたいと考えております。あと、公共的団体につきましては、前回よりも2名増やして、幅広く聞いていきたいと考えております。現時点の案といたしましては、区長会の代表であったり商工会の代表、農業委員会の代表、民生・児童委員であったり、教育委員代表、保育協議会、PTA協議会、あと環境に関わる分野の方ですとか、あとは人権に関わる分野の方、それと社会福祉協議会、また、あと、防災の観点からも今回は見直しも必要かなと思っているんで、その辺りの方からも入っていただきたいなと。あと、観光の分野も1人ないし2人程度は入っていただきたいなと考えておるところでございます。

以上でございます。

吉村委員長 奥本議長。

奥本議長 ほかの委員会で、この辺のメンバーが全部関係するのか。

吉村委員長 そこまで分かりますかね、ほかの委員会との重複の関係性とかは考慮されているかどうか。

西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。ほかの会に重複しているというのは、現時点では分かりかねます。調べてないので。

吉村委員長 奥本議長。

奥本議長 ありがとうございます。要は、今のおっしゃったこのメンバーの中に、議会が必要かどうかという議論に集約していくかなと。これに関してね、総合計画に関しては。これだけ様々な分野から、いろんな声というか意見をやって、最終的に、例えば答申というのにまとめるのであれば、それはそれで、議会にとって、その後で議会の意見を述べるという場があったら、それはそれでいいかなという気はします。

ただ、先ほど申しましたように、このメンバー、ほかでは分からないと言うけども、私が見る限り、ほぼほぼ同じメンバーがいろんなところに入っているんです。ほかの市町村の状況で見てみると、やっぱり市内に全く縁のない、第三者みたいな立場の専門家というのを結構入っている事例があるんです。そういう方もやっぱり入れていかんと駄目なので、やっぱり地元代表は地元代表でいいんですけども、それ以外のやっぱりもう少し、高いところの見地からアドバイスいただける、あるいは意見をいただける方というのも、もう少し入れるべきかなという気はしました。その産官学、メディア、労働界というところに入っているのかもしれませんが、その方たちの意見というのは結構重要で、やはり内側からよりも外から見た葛城市の将来の計画というのは、やはり参考になる意見が多いと思いますので、その辺、ちゃんとやっていただければ、議会のところはまた後付けというか、後からの審議という場も、それはそれで価値出てくるかなという気がしますし、あと、先ほどいろんな委員おっしゃっているように、ここに議員が入ってというと、やはり立場上、しゃべれないことも当然出てくるかなという気はしますね。これだけのメンバーがあれば。

吉村委員長 分かりました。ということで増田委員、議長のお考えを伺いましたが、どうですか。

増田委員。

増田委員 最終的に議長、それで議員は、ここへ省いてもバランスのとれた……。

吉村委員長 まあ、ここ、委員、私ども、この委員会では、総建の委員8名でございますので、ちょっと、議長に意見は……。

(発言する者あり)

増田委員 いやいや。

吉村委員長 それはオブザーバー的な。

増田委員 いやいや、今言わはったの。最終的に、ちょっと確認できなかったんで、この1から5の中の1つに、市会議員の席を設けることに対する議論になってるんでしょ。

吉村委員長 そうです。今は、これがね、今。

増田委員 で、これを省いた、省くということに対する、いろんな理由を先ほどから、二代表制の問題もあったり。

吉村委員長 意見出ていますね。

増田委員 というお話なんですけれども、私、先ほども聞いたように、偏りというのを懸念されてたと思うんです。議長もちょっとお話ししていただいた、その選出の中でのね。選出の中での偏りというものよりも、今、市内で、いろんな立場でご活躍いただいている代表者の方というふうに、私、説明を受けたと思うので、その代表の方が偏りあるかどうかは、これは置いて、公平な立場の方、代表、いろんな市民の代表の方という捉え方なんかなと思うんです。ただ、もう一つ言わはった、議長が言わはったのもすごく説得力があって、やっぱりプロといいますか、客観的な観光のプロとか、地域振興のプロとか、何かそういう方の、もう少し客観的な立場の方、高いところから見地される方をどういうふうに変え……、公募によってというのは自分で手を挙げた方やから、こちらから……、識見を有する方かな、その中

にそういう者も入れていただけたらいいなと、先ほど議長の意見でした、と思います。

で、議員が出るか出えへんかという、非常に難しいですね。私は慣例、今までの考え方も、今までどうやったんでって、ここへ来ちゃうんで、ちょっと、いやいや、総合計画に関しては、ここは特別でしょというふうなものがあって、この件に関してはほかの市、参加されていない市の参考もしながら、入れるか入れないかの議論になるのんか、それとも、附属機関に出ること自体の議員選出の問題指摘というのと、私の頭の中でごっちゃになっているので、それならもう全体、これを機会に、全体のお話も含めて、ここでできんのかできないのか、できないでしょ。

吉村委員長 全体はできないですね。ここは、はい、そうですね。

増田委員 そこが悩ましいところでね、これはばさっと切って、二代表制で、そちらでできた計画を市議会として審議しましょうというので割ってしまうかですね。

吉村委員長 この、いわゆる葛城市総合計画及び……、これについては議会の議決事項でありますので。

増田委員 議決事項なんです。ほかにも議決事項の審議会というのはあるはずなんですよ。だから、これを捉えて抜くということになると、全体的なことも関係してくるんで、ちょっと難しい問題ですね。

吉村委員長 なるほど、分かりました。今、増田委員の懸念されている件につきましては、次に掲げる者のうちから市長が委嘱するということであって、必ずしもこの中から選ばなきゃいかなという文面ではありませんので、なので、今のお話を伺っていますと、ほかのところとのバランスもあるやろうというふうなことを懸念されているということは理解いたしました。

増田委員 ほかの附属機関の……。

吉村委員長 ほかの委員会のね。

増田委員 委員会の。

吉村委員長 分かりました。悩まれてると。

増田委員 途中で、忘れましたやんか、挟んでもうて。

吉村委員長 ごめんなさい。じゃあ、ちょっと、その間に、いいですか。
谷原委員。

谷原委員 理事者側に対する質疑ということが一段落したら、私はちょっと議員間討議ではないですけど、問題点を整理して、議員間でちょっときちっと議論しないと、これ議会側の問題だと思うんですよ。

吉村委員長 おっしゃるとおりです。

谷原委員 議会側がどうするかという問題なので、ちょっとそれは委員長のほうで考えていただけたらと思います。

吉村委員長 ある程度、今、谷原委員から提案ありましたように、ちょっと、今日のやり方についてはまさに、この議員間討議、しっかりやらなきゃいけない問題やと思いますので、まずはこの、理事者側に対する質疑も含めて、一応質疑を出してもらって、あんまり、これをやってもずっと時間がかかりますので、ある程度、これで私も、大体出ているのかなというふうな

思いますので、この後で質疑があった後、しっかりと議員間討議をやっていききたいと思います。

(発言する者あり)

吉村委員長 ほか、質疑はよろしいですか。

(発言する者あり)

吉村委員長 じゃ、理事者に向けての質疑はもうよろしいですか、皆さん、大丈夫ですか。

奥本議長。

奥本議長 ちょっと基本的なところでもう一回確認しておきたいんですけど、この第5条のところの1番の、市議会の議員をなくした場合に、この審議会というのはどうなりますか。問題なく運営できるんですか、どう考えてはりますか。そこだけ確認しときたい。

吉村委員長 理事者側、答えられますでしょうか。

西川課長。

西川企画政策課長 今、一旦案としては市議会議員という方で構成しようと考えているんで、今、どうなりますかって言われたらちょっと答えにくいんですけども、もし万が一、例えば外れるということになったら、ちょっとそれはまた、その方向で計画をし直さなあかんのかなということはちょっと考えております。

吉村委員長 よろしいですか。

ほかに、理事者側に対して質疑はありませんか。これで理事者側に対する質疑は終結してよろしいですか。じゃ、ほかに。理事者に対する質疑ですね。

西川委員。

西川委員 いろいろと、議会の中の話というところももちろん含めてなんですけれども、今こうやって、課題も、今ちょっと、これはちょっとやっぱり課題になってきているなというようなところが、やはりその議決事項というところに大きくあってきてて、やっぱりその二元代表制の観点というところが一番引っかかってくる。これはほかの附属機関、増田委員がおっしゃっている、ほかの附属機関の議決事項に関わる場所もそうなんです。恐らく谷原委員とかも出席されているやつも全部そうなんです。せやから、あくまでも議決事項という、市議会としてはやはり、何というんですかね、市長の諮問でいくわけじゃないんですよ。議員というのは。やっぱり監視をして、やっぱりその議決をする、議決機関なので、そことのバランスをきっちり。ただ、市民さんからの声とかいうところも大切なんです。だからそのところを、やはり今、議員さんはいろいろ考えてくれてはるというところやと思うんですけど、実際のところ、理事者に対して質問しますねんけど、議員がそこに入ってたときに、1回、谷原委員もさっきも言われましたけども、ほかの、今回のこと、10年前もそうなんですけど、この議決事項に関して、議会に対して報告ありますか。そういう、そういうのが、議決事項に関して。これ、10年前はそうやったんかどうかというのもあるんですけど、ほかの議決事項に関しても、これ、僕はそれ感じてないんですよ、正直。ないんちゃうかなというところがあるんです。議員が入ってることで、正直、報告してるよというところが、僕はちょっと、大きくあるんちゃうかなという、僕はそういうふうに感じているところがある

んです。例えば、今回でも何個かありましたよ。恐らく。国保の話でもそうやし、それって報告ありましたかと、例えば、そこでこういうことになってるとか、議決事項があったと。そういうのって、議会に対して報告あるのかなと。というのは、そこに行っている一個人の議員としてしか行ってないというふうに感じているわけです、正直なところ。そやから、そういうところに課題があるんじゃないかなというところですので、ほんで、だからこういう課題があるから、ほかの市町も少なくしている、葛城市は、何やったらむちゃくちゃ多いんですよ、附属機関の数が。必要ないものもいっぱいある。そういうところが、やっぱり市としてもそれはウィン・ウィンでいけるときもあるし、附属機関に市議が入ってたらね。だけど、そうじゃないときもあるわけです。だからここは、やっぱり僕はもう一度二元代表に立ち返って、しっかりと、議決機関というところは、市議会としても、やっぱりしっかりと確立をした上で、議決事項の案件がある委員会にはなかなか参画するのはしんどいんじゃないかなというところは感じておるところですので、これについて、委員長にもお話ししてまずけども、もしかしたら修正を出させてもらう可能性は、今のところ考えておるところでございます。質問じゃないんですけど。

吉村委員長 分かりました。

関連で、谷原委員。

谷原委員 先ほど、要は議会から委員は出しているからということで、議会に報告しないことはないという答弁でしたが、いろいろ委員会がありまして、私も国保とか水道とか入っているんですが、国保で出てくる資料で、やっぱり議会に出てこないのもあります。あるんですよ。だから私はすごく迷うんです、どういう立場で自分が出ているかということがね。だから、そういうことを把握されてのさっきの発言じゃないですね。要は、総合計画に関しては、議会には入っている入ってない関係なしに、入っていたとしても報告されるということで、ほかの委員会のことは把握されているわけじゃないですね。

吉村委員長 そうですね。じゃ、ここで確認だけ。

高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。具体的なケースによって確認が必要になると思います。今回答弁させていただいた総合計画、また、公共交通活性化協議会も議員さん入っておられて、それについても、基本計画を策定した場合は報告させていただいていますので、企画部での範囲内という答弁でございます。

以上です。

吉村委員長 企画部での答弁ということでございます。

では、理事者側に対する質疑はこれで終結いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後２時１７分

再 開 午後２時１９分

吉村委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 私、いろいろと議会改革の中でも、14日のときにも皆さんのご意見も聞かせていただいた、いろいろなご意見もありました。本日も今、質疑の中で、議員さんの中からいろいろな意見も聞いたところなんですけど、やはり私としては、この議第5号の、葛城市総合計画審議会条例の全部を改正することについて、この市議会の議員が市長の諮問によって委嘱されるというところについて、なかなかふさわしいものではないなというところの、今、考えに至っておりますので、修正動議のほうを出させていただきたいなというところでございます。

委員長、お取り計らいのほう、よろしくお願いいたします。

吉村委員長 ただいま、委員から議第5号議案修正の動議を提出する旨のお話がありました。

委員会における修正動議につきましては、修正案の添付があれば委員1人の提出で成立することになります。修正動議が委員長宛てに提出された場合につきましては、議第5号についての全ての質疑が終了した後に本修正案を議題とし、本修正案について委員会として審査させていただくこととなりますので、ご承知おきます。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようですので、ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時20分

再 開 午後2時23分

吉村委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、午後2時40分まで休憩をいたします。14時40分から会議を再開いたします。

休 憩 午後2時23分

再 開 午後2時40分

吉村委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

質疑がないようですので、議第5号についての質疑を終結いたします。

この際、西川委員から本案に対し修正案が提出されておりますので、西川委員から趣旨の説明を求めます。

西川委員。

西川委員 私のほうから、議第5号、葛城市総合計画審議会条例の全部を改正することについての、に対する修正案の提案理由を、趣旨説明をさせていただきます。

今般の条例改正は、市の最高規範となる総合計画及び総合戦略に係る事項を審議する策定審議会及び施策評価を行う評価審議会の設置を目的とした条例の修正案でございました。この機関については、市長の附属機関となり、市長の諮問に応じて審議をすることとなります。本条例案第5条及び第12条において、市長が委嘱する委員のうちに、1号、市議会の議員が委嘱されることとなっているが、我々市議会議員は、政策に対しても助言、提案、立案をする立場でもございます。かつ、二元代表制の見地からは市の施策を審査する位置付けにごさ

います。今般、議題とされております葛城市総合計画については市議会の議決に係るものであることより、市長の諮問によって委員を委嘱されることに対しては、執行機関と議決機関の機能の独立、いわゆる二元代表制の観点よりふさわしいものではないと判断をする次第でございます。

提案理由としては以上なんですけども、ただし、市議会議員は、この市が定める施策が、どのように決定をしていく、そのプロセスというものを確認していく必要もでございます。そのことから委員外での会議出席を認めていただきたい。また、会議が開かれた内容について、定期的に議会にしっかりと報告を行っていただきたいということを付して、提案理由とさせていただきますと思います。

以上です。

吉村委員長 以上で説明が終わりましたので、これより西川委員提出の修正案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

増田委員。

増田委員 ただいまの……。

吉村委員長 すいません、1つだけ言いますと、理事者側に対しても、ご本人に対しても両方質疑ができますので、よろしくお願いします。

増田委員 今説明いただいたので分かりました。

今おっしゃられたお話、すごく共鳴する部分もたくさんございます。議会としての二元代表制というものの、そういう立場から、この審議会に入ることによって、議決時点での判断というものが、非常に、事前にいろいろ、ご協議に参画しておられる議員にとっては、どういう立場で判断するんだということです。やはり客観的な立場にあるべきやというのが、私はすごくよく分かりますし、ただ、こういった関係する協議会に数多くの議員が、数多くっていいですか、数多くのそういう会に、議員からも出席をしているという経緯がございます。また、事前審査になるような協議も、議員の立場で、事前審査じゃなかったも、早い時期に情報を得るというふうな、そういうふうなことも現実問題、委員として、不整理、十分に整理をされてないままで今日まで来ているという、そういう問題がございます。このことに関してはこれに限ったことじゃないということで、私は別の機会に、この附属機関出席に対する議員の立場、考え方、出席するときのどうあるべきかという議論を、別の場所でしっかりと、議会改革もしくは全員協議会の中で、やるべきことであろうというふうに思います。これは1から5までの、市会議員とか、識見を有する方とか、公共的団体の役員さんとか、いろんな、28名の方の中の議員のお話を今回しているわけですから、議員の選出については選出といたしまして、全体としては、この条例に対して私は反対するものではないということでございます。

ちょっと、西川委員に確認だけしておきたいんですけども、とは言いながら、ただしというところがついてるんですよ。これって、この下線の中を読み解きますと、委員には入らんけども、委員外議員としての発言を許してくれと、随時、そういう会議の内容について、報告、出席を認めること、そうですね。出席を認めることと報告をお願いすることと、2点

の条件をつけておられるんで、それなら出ていくのと同じかなというふうな解釈にもなるのかな、ちょっとそういうふうに感じましたので、その点、もしご説明できるようでしたらお願いします。

吉村委員長 西川委員。

西川委員 委員というのは、委員と今の委員外というのは、もちろんうちの委員会でも一緒やと思うんですけど、委員外の発言というのは、恐らく、もちろんそれを聞いた上で理事者が反映をされることもあるかもしれませんが、効力的にはそれは委員会での発言ではないので、やと思います。ただ、委員外としての、一議員として見守っていく中で、こういうことを思っておりますということに対してのPRにはなるのかなとは思いますが、ここの委員に入っておれば、やはり合意形成を、市長の諮問でいってるわけですから、委員として、その発言というのは、要は反映をされていく可能性はもちろんあります。委員ですからね。ただ、それが果たして議決事項に関わるところで、僕が問題提起しているのは、議会を通す、いうたら、これは議会を通していいわけじゃないです。議会の代表として言ってるという、多分、議員としてはそこを言ってると思うんですけど、議会の総意で言ってるわけではないと思っています。そこの委員の諮問に関しては。それを市長の諮問として合意形成を図って行って、また議決を、それが議決事項で市議会に諮られる、やはりこれに違和感をすごく感じておりまして、実際に、僕がそういう体験をしたところからなんですけども、そこから問題提起が、私はこの問題提起をさせていただいておるんですけども、委員外はあくまでも委員外やと思います。増田委員もいつも、そやから委員と委員外っていうところはそこの違いであるかなと思います。

報告はしっかりと行ってもらおうというのは、これは議会に対しての議決事項でありますので、全員、そこに行ってる人だけ分かってたらあかんよと。やっぱり議会としての問題提起をちゃんと見つけなあかんところで、やはり理事者のほうからしっかりと報告を行っていただいて、どういう経緯で運ばれているか。で、ここの委員外で出席する意味というのは、やはり、私たち議員もプロセスを見守っていく必要がある。誰が何を言うてたかとか、あれ、どういうふうに言うてはったかという、この合意形成がどういうふうに諮られていったかというところはしっかりと見ないといけないところやなというところで、委員外の出席は必ず認めていただきたいというところでございます。

吉村委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。私が出てる協議会で、私がどういう考えで発言しているかという、市長の諮問、雇われて、委員として意見を述べているという考え方はかけらもない。例えば社会教育委員のいろんな説明、理事者側からの説明があったときには、一市民として、委員会として、いや、こういう問題が出ているけど、これってもっとしっかりとやっていただきたいですよとかね、そういう思いで発言してますし、諮問を受けてという意識は、私は持っていないし、持つべきじゃないというふうに思っているんで、そこのところはちょっと、西川委員と考え方の違いかなと。出席したときの考え方というか、心づもりというか、自分の立場というか、そういうものをしっかりと、それぞれの議員が、議員としての立場で出席

していただければ問題ないかと。それとね、これ、議会に対して報告ということもいいんですけども、私はもう、会議が開かれた内容については、極力市民に公開するとか、そっちのほうになじむんですけどね、私としては。

以上です。

吉村委員長 ほかにございませんか。

(「質問でもいいですか」の声あり)

吉村委員長 質問というか、西川委員なり……、はい。

では、横井委員。

横井委員 横井です。これは質問になります。まずは、第5条の(1)市議会の議員というところを消すというところですね。その次は、第12条の(1)市議会の議員というところを消すと、あとはみんな有効ということですか。

吉村委員長 これについて、西川委員。

西川委員 そのとおりです。

吉村委員長 横井委員、よろしいですか。

今、西川委員に対して、増田委員とそれから横井委員から質問がありましたけれども、ほかに質疑ございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 増田委員との問題意識とちょっと共通するところありますけれども、今回、これで修正案が出るということに、その大きな理由が、二元代表制において、やっぱりふさわしくない。そうすれば、実はほかの、同様の委員会は今現在でもあるわけであります。国民健康保険運営協議会とか水道の運営委員会とか、あります。それとの整合性をどう考えておられるのかということについて伺います。

2つ目は、これで削除するということで、西川委員は議会改革特別委員会の委員長として、いろいろと、この問題については発言もされておられます。他市の事例とか、そんなことで特に、こうした形で削っておられたり、いろんな形でやっておられることを調べておられたり、そういうお考えがあればちょっとお聞かせ願えますでしょうか。

吉村委員長 西川委員。

西川委員 まず、ほかの附属機関との整合性、これはもちろん絶対に出てくる話です。今のところ、やはり議決に関わるもの、これ、議決に関わるものについては、やはり同じ考え方であるかなと思っております。そのほかの附属機関、議決にかからない委員会もいろいろあると思うんです。葛城市は四十数個あるんです、附属機関ね、かなり多過ぎます。多過ぎるんですけど、その委員会についても含めて、やっぱり議会改革のほうででも、一定精査をしているかんなのかかなと思っておるところでございます。これについては各委員さんの、そこに出席している委員さんの、どういうことをされているかというところもまず分かってないところがある。議員同士がそこに充て職で行っているにもかかわらず、基本的に、何をしているか、何を、どういうことをしているかというところが、まず、議員の中同士でも分かってないところがございますので、やはり議会改革の中でもしっかりと精査をしながら、ほかの

委員会についても整合性を担保する、これ、今回修正を出させていただいているんですけど、これがもし可決になれば、それとも関連しながら整合性を取っていききたいなというところでございます。

ほか、他市の事例なんですけど、最近で言いますと香芝市さんなんですけども、昨年ですかね、2024年にやはり、香芝市さんは二十数個、附属機関の委員会がございました。これについて、同じような観点でございます。今回、問題提起をさせていただいているのと同じようなことでございますけど、法令で定めている都市計画審議会、これについてはもちろん上位法令で定められていると。それとか、例えば民生の審査委員会、民生委員の審査委員会とか、その辺についても、これは上位法令じゃないんですけど、やはり市独自で、やっぱりここは市議会議員さんが入るとかな駄目ですよねというようなところというのを、すみ分けをされておりました。すみ分けをされて残しておられております。そういうことを、やっぱり事例として見習って、葛城市の附属機関の在り方というところも見たいなと。だいぶ減らされましたね、香芝市さんは。もう、どれぐらいでしょう、今まで二十何個あるうちの、ほんまに、あと5個ぐらいが、多分入らんな、市議会議員が入るような委員会にされていたと思います。葛城市はどこまで精査するかというのは、これから議会改革等で考えていかんなんのかなと。

ほか、一番古い、他市じゃないんですけど、総務省からも出てるんです、この話というのが。例えば法令に定める、附属機関の話ですよ。法令に定めのある者を除き、議会は議員が審議会などの委員に就任することを慎むよう要綱の制定又は申合わせを行う。やむを得ず議員が審議会などの委員に就任する場合については、所管の常任委員会へ報告する。要は、出たらしっかりそこを議員さんが報告しなさいよと、所管の。ということを目指して出されております。どこやったかな、これ、結構古い時代から、昭和の時代からこの話が結構、ずっとあるみたいで、調べてたら、附属機関の構成員に議会の、これ、行政実例なんですけど、附属機関の構成員に議会の議員を加えることについて、行政実例は、違法ではないが適当ではないとしているということで、これ昭和28年です。のときにそういう形で、二元代表制というところの観点で、指針というか、ことをされているということも含めてあります。それを受けて、いろいろな各市町は附属機関への見直しが結構行われた。これは20年ぐらい前ですね、結構行われております。

以上です。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 よく分かりました。それではもう一つ質問なんですけど、最初の質問ですけれども、ほかにも委員会があって、現状では、議決を議会で行っているものについての諮問機関についての委員、今出ております、任期中ですね。しかし、その整合性が必要だというのはご意見としてもっともなんですけど、現在はできてないわけですね。現在は整合性が取れてない状況で、この議案、修正案を出されるというところの考えはどういうものなのかについてお伺いいたします。考え方としては、やっぱりこれは整合性をちゃんと取ってからやりましょうという考えもあると思うんですけど、今回、いや、そうではないと、この時点で修正案をきちっと出し

てという、その理由をお聞きます。

吉村委員長 西川委員。

西川委員 本来であれば、それは整合性をしっかりとって、議会改革でこうしていきましょうというところが必要であると思います。ただ今回、この議案が出てきました。やはりでもその問題提起をさせて、僕も、一般質問でもお話をさせていただいたところもあります。ただここに、市議会議員というところの文言が入ってそのまま出てきたところ、僕はちょっと遺憾なんです、正直なところ。まずね、ほんで、議会改革でもそういう話をしていかんなあかんというところがあった中で、今のタイミングでここに入って、議案として出てきておるというところに、やはり、順番はおっしゃるように、増田委員及び谷原委員もおっしゃるように、整合性を取ってからとかね、何かしらの議会のあれを取ってから、議決案件に関わるやつについては除こうとか、そういうことがあれば、この条例、その後に条例が出てくれば、いや、ちゃいますやんということではできたと。ただ、これはやっぱり、要は今、タイミングの話で、やはり、順番が後先になってることも僕は承知の上で、今回は市議会の議会というところを僕の思いだけで、今はこの、要は議決に関わるところに関しては、この市議会の議員は抜いたほうがいい。で、後から整合性をしっかり、ほかの附属機関のやつもこれにならって取っていかんなのかなというふうな、ちょっと、そういう順番になっているというところでございます。本来であれば、おっしゃることがいいのかなと思うんですけど、これにはなかなか時間がかかるようなところもございますしというところで、今、こういう形で出させてもらってる。

以上です。

吉村委員長 谷原委員、よろしいですか。

谷原委員 最後に意見ですけれども、おっしゃるとおりのこと、分かります。時間が、整合性取るとすれば時間がかかるということで、私も今回、総合計画については、最上位計画であるし、10年の計画で、非常に大がかりなもので、委員も28名ということになりますので、委員会としてはかなり特別な委員会だなと思いますので、これについてはそのときの判断があつてしるべきかなとは思っております。

以上です。

吉村委員長 ほかにありませんか。

西井委員。

西井委員 私、賛同者という立場で、谷原委員の質問について、もう一言申し上げたいと思う。

本日の議題は議第5号の、整合性は合わない、合わせなければならないというのは、先般の委員会でも私も申し上げました。ただ今日の、再度、この議案についての会議の中で、普通、ほかの議案の話をこの会議ですんのは会議の妨害になるということで、私自身はその整合性ではなく、この議題としての部分を改正すべきやろうという中で賛同させてもらったということをご理解願いたいと思います。

(「はい、よく理解しております」の声あり)

吉村委員長 よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

柴田副委員長。

柴田副委員長 私は理事者の方に質問なんですけれども、このまま条例が原案のまま通ったとして、市議会の議員という文言が残されて、市長から委嘱された場合に拒否することってできるんでしょうか。

(発言する者あり)

吉村委員長 阿古市長。

阿古市長 これは前回の時も申し上げたんですけども、この項目の中から委嘱するになっております。ですので、委嘱する場合には事前に了解を取った中での委嘱をさせていただきます。ですので、頼みますよって言って、そのときに要らんというような返事を事前にはいただいてたら、もう委嘱にもっていかないですけども、仮に、そういうことになっても断ることはできると思います。こちらからやってくださいよと言っても断ることは大丈夫です。

吉村委員長 できるということ。

柴田副委員長。

柴田副委員長 ありがとうございます。ちょっと変な質問だったと思うんですけど、というのは西川委員がおっしゃるように、やはり私たち議員間で議論は尽くされてないと思うんですよ。やっぱりそれぐらいの期間は必要であるというふうに思っています。その猶予というか、それをいただくためにも、今回は、私自身はやっぱり二元代表制の中で、こういった議決案のある審議会で、議員が委員として出席するのはなかなか難しいというふうに感じておりますし、西川委員がおっしゃるのもそのとおりだと思うんですけども、まだ議員間で議論が尽くされてない中で、ここで、この市議会の議員という文言を取ってしまうのが、今どうなのかなというふうに、私自身はちょっと今、思っております。

以上です。

吉村委員長 増田委員。

増田委員 難しいなということで、私、ちょっと、議員間でちょっとお聞きしてよろしいですかね。というのは……。

吉村委員長 この後、議員間討議があります。

増田委員 ありますか。そのときに聞きましょうか。

吉村委員長 そうですね。そちらのほうの話は分かりやすいですね。今はちょっと質疑という、西川委員に、提案者に対する質疑という形ですので、これからどんどん時間取りますので。ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようですので、以上で、ただいま議題とされております議第5号の修正案に対する質疑を終結いたします。

では、議員間討議を希望される方いらっしゃいますか。

増田委員。

増田委員 議員間討議という言葉が正しいかどうか分からないんですけども、先ほど西井委員さんもいろいろと、ご意見頂戴して、なるほどなという、非常に説得力のあるお話を聞かせていた

できました。

前回の策定委員に、この場で3名の方、議員代表で、議員代表は2名、それから学識経験者で1名と、下村委員と西井委員と、それから奥本議長がこの委員入っておられる。私ね、これは大事な経験の話やと思うんで、ここで、その当時どのように感じられたか。この委員会に出て、この審議会に出て、議会として非常に気まずかったとか、いや、あるべきじゃないと、こういうところには議員としては出席すべきじゃないとかというふうな、もし、そういうふうな気持ち、意見、どういうふうに感じられたかというのを、やっぱり先輩の経験のお話を聞かせていただきたいと思いますので、奥本議長がPTAの代表で選ばれておられます。またちょっと考え方が違うと思うんですけども、ご両名ちょっと、よろしく願います。

吉村委員長 分かりました。

では、西井委員。

西井委員 逆にね、諮問機関の中に議員として入ったらね、あまりにも発言が、何かやっぱり、若干、市民と議員との感覚の差があるから、議会で発言するより非常にしにくいと。そやから、おおむね、またこの諮問機関、結構ね、文書も多い中で、一々チェックするのは大変時間かかると。だから、できるだけ偏った考え方にもたれないように発言するということになってくるからね、なかなか、参加しても、議会で話しするのともまた雰囲気が違ったなど。そやから発言内容はほんまに少なかったと思います。誤解を招くということが一番、議員として出席するのに、やはり、やりにくい会議やというふうな、もう、だいぶ長い、前の話やから、そのような感覚はまだいまだに持っております。

以上です。

吉村委員長 では、奥本議長。

奥本議長 私は、今思い起こしたんですけど、一番最初、公募で論文を書いて応募したんです。その後で、企画政策のほうから、いや、これはPTA枠で出てくださいということで、一旦、論文を取り下げて、公募のところじゃなくてPTA枠で入ったというのが当時のところなんです。ちょっと、どの辺のところまで覚えているかですけど、あの当時、山下市長の時代だったんで、私に対して、PTAの見地からの意見を言ってくれて言われたんは覚えてて、主にそういうところを言わしてもらったかなと。一方で、私、大学院でそういう都市まちづくりの勉強をしてたんで、そっちのほうの、こういうのをやったらどうですかという提案みたいなことは言わしてもらった記憶がありますけども、それぐらいですね。

吉村委員長 PTAの立場からおっしゃったということですね。

下村委員は何か、そのときのこと。下村委員。

下村委員 西井委員と同じようなことですけども、あんまりこう、ぱっと今言うようなことはないんです、悪いけども、すいません。

吉村委員長 分かりました。

増田委員。

増田委員 分かりました。議会で、やっぱり議員としての議場での発言というスタンスと、やっぱり

こういう審議会で発言するというのはなかなか、発言にもちゅうちょするっていいですか、思ったこともなかなか、考え持って言わなあかんと、そういう、慎重に運ぶような状況でしたと、こういうことでございました。

議長のほうは、PTAの立場でおっしゃられた。そういうことでいいのかどうかということなんでしょうね。議員が所管といいますか、携えて、議会の意見を携えて、弁護士じゃないですけども、審議会に出席するというんじゃないしに、議員として感じたところを慎重なスタンスで発言するという程度の出席やと、そういうふうな感じがいたしました。そういうスタンスで来たから、各協議会の出席もさほど負担にはなっていないと思うんですけども、これ、改めてはっきりしましょうと。議会として出るんですよという覚悟を改めてすると、私、非常に大きな審議会での戦力っていいですか、議員としての立場をわきまえて、しっかりと意見言わなあかんよという、議会での教育じゃないですけども、申合せをすることによって、非常に各審議会、協議会での影響力というのは出てくると思います。私はそちらのほうを期待します。

以上です。

吉村委員長 ありがとうございます。ほか。

(「討議ですよ」の声あり)

吉村委員長 そうです。討議です。

西川委員。

西川委員 今、増田委員おっしゃったんですけど、それは、議会としてこう、何ていうんですか、例えば総務建設委員会で全部まとめて、総合計画のことを調査案件なり何なりでやって、それを議会として持っていく、これが、そういうことができるのかどうかというところは、ちょっと僕は、増田委員にね、ちょっとその担保が、担保というか、そういうことが、そのスキームができるかどうか。

今おっしゃってた、今3名とおっしゃったのは、やっぱりあくまでも議員というよりも、議員の立場ももちろんそうやけど、やっぱり議会での発言という形じゃなくて、やはり個人ですよ、議員個人の考えをちょっと出す。それって、せやから、増田委員おっしゃるように議会として持っていく。充て職なんでね、これ。それって可能なのかどうかというのは、ちょっと僕、お聞きしたいなというところ。

吉村委員長 これが、今増田委員に対して討議を申し込まれていることですね。

西川委員 そうですね。

吉村委員長 増田委員。

増田委員 当然のことながら、議会から出た立場として、それなりの影響力というんですか、きっちりとした発言をするということを、議会でしっかり申合せなりしておくべきやというのは、私の逆のご意見で。議会から出てきましたって言われながら発言を制限するとか、ちゅうちょするとか、議会から出ていただいて、意見をいただくために出ているというふうに、私は出席している委員会ではそういうふうに自覚していますので、自分なりに勉強もし、資料も事前に熟読し、その委員会に臨んでおりますので、私は皆さん、議員として、立派なバッジ

付けておられますので、そのぐらいの自覚で委員会には出席するべきやと、これ自覚の問題だと思いますけど。

(「いや、自覚じゃないです」の声あり)

吉村委員長 西川委員。

西川委員 全然自覚ではないです。そのスキームを言うてるんです。どういうふうに議会としてのコンセンサスを取って、そこに臨めるのかということを聞いてるということです。自覚は僕らみんな持っていますよ、そんなん。当たり前じゃないですか、事前の審査資料を見ていくのも。そうじゃなくて、そうやって審議会に臨むのに、どういう議会としての意見を持っていけるのかというところのスキームというか、そういうことを考えられているのかなって。さっき、そういう話やったと思うんで、自覚の話じゃないんです。

吉村委員長 分かりました。自覚のことは置いて、もう一回質問ですね、再度。

(「そうです」の声あり)

吉村委員長 ちょっと、もう一回いいですか。今の質問で分かりましたですか。増田委員。

(「分かりました」の声あり)

吉村委員長 では、増田委員どうぞ。

増田委員 そういうことを全協なり、議会改革はちょっと、一部の議員さんですので、やっぱり全協辺りで、この考え方を統一していただくことからのスタートかなと。私、先ほどの西井委員の説明を聞いてて、やっぱり議員としてということになると慎重になるとか、言葉を選んでなかなか発言しにくいとかということ、すごくよく分かるんです。分かるんですけども、姿勢として、議会から出ていく以上、ちゃんとそういう自覚を持って委員会に臨もうねみたいな共通認識、これはあくまでも考え方の問題で、西川委員がおっしゃっているようにちゃんとした決まりごとをつくって、それに基づいて行動せえみたいところまでいけないと思うんですけども、私はモラル、考え方、姿勢の問題を問うているということですんで。

吉村委員長 よろしいですね。

西井委員。

西井委員 委員会によってね、申し上げた内容と、例えば国保運営委員会とか水道委員会とかについては、委員長を、ほとんどの、入ったときには委員長をさせてもらって、予算決算についてはその説明だけで、次に、その結果を踏まえて議会に上げられるそうですよというふうに、議員自身が強制されないような締めくくりを、できるだけゆるやかにさせてもらったという記憶はございます。

なぜかというたら、水道委員会へ行ってて、これに賛同しますよって、これというふうな発言は厳に慎むべきやし、それが予算に出てきたり、またそれが決算に出てくると、だからそれを、その諮問機関に入っているから推薦するような形をしたら、やはり議員と諮問機関で入ってる部分との立場というのが混同されると、また別の立場で聞く場面も出てくるということで、そのような方向でその会議は執行させていただきました。

吉村委員長 これは、増田委員に対してお答えということですね。

西井委員 はい。会議によって、あまりそれを、やはり発言する。例えば差別関係については、なお

発言を留意しなければならないと。その辺では誤解を招いてはならないとかいう部分もあるし、そやからその会議内容によって、特に議員としての発言の仕方は非常に難しい面があったなと思っております。

以上です。

吉村委員長 よろしいですか。

では、谷原委員。

谷原委員 先ほどの増田委員と西川委員の論点のことに関わるんですが、議会として、議会の代表として行くということであれば、議会の意見を取りまとめるという作業が要るということで、それをどうするのかという質問だったと思うんです。現実には、例えば僕、国保運営協議会入っていますけども、案が出てくるのはその場なんですよ。あるいは1週間前ぐらいなんです。それを、議会の意見を聞くということになったら、その時点で厚生文教常任委員会を開いてもらわなければならない。そしたら、あらゆる審議会の委員の議決に関わるようなところは、事前にそれを組み込むというスケジュールを入れないと、ちょっと僕は不可能だと思うので、増田委員はそういうことをおっしゃっているのか、そこまでして、議会代表として行くのが望ましいというふうに思って、そうせんと意見聞けないですから、それについてちょっと確認したいんです。

吉村委員長 増田委員に対する確認ですね。

増田委員。

増田委員 以前にもこのことに関してはお話ししたと思うんですけども、大体、総建の委員で聞いていったら、それに近い協議会なりに出席するように、皆さんしていただいていると思うんですけど、極力私はそういうふうにはしているんです。ほんだら、日頃から、委員会等で出ている意見というのは、大体議員同士で共通認識を持っていると思うんです。例えば体育館の問題であれば、体育館、冷房施設要るよねと、今後の課題ですよとか、委員会ではいろんな意見が出ているというのは大体頭の中に入っていて、議会で議論していることというのは、なかなか市民の皆さんに細かいところまで伝わってこないんですけども、協議会では、私はよく委員会での調査案件なり、そういう議論する話題、課題、そういうものというのは、協議会、委員会、紹介したことがある。議会でもこういうことでいろいろと意見が出ていますよみたいなこと、もしくはここをこうするべきじゃないですか。議会の委員会でもそういう問題が調査案件で指摘されていますよみたいなところで、議会での経験というんですか。過去のいろんな議論の内容を紹介するとかというのは、よくありました。今でもあります。そういう意味です。改めて協議会、運営協議会するのに、臨時で委員会開いて、協議会を開いて意見を取りまとめるというようなことはできないというのは承知しております。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 そしたら、増田委員のお考えは現状でいいということですよ。基本的に、ほかの議決案件の……。

(「そういう周知を……」の声あり)

谷原委員 いや、周知いうか、それは、後は自覚の問題で、多分、恐らく皆さんそうされていると思

うので、あえて開かなくても、それぞれの委員会活動、議員活動の中で、そういう意見も委員会で言えばいいと。そうすれば、今の現状と大きく変わらないので、議決案件のことにしてもこれまでどおりでいいというふうにお考えになっているのかどうか、そこをお聞きします。

吉村委員長 増田委員。

増田委員 いや、私はそうじゃないからそうしようって言っているんですよ。

(「そうじゃないから」の声あり)

増田委員 そうじゃないから、そう言ってる。

(「でも、増田委員はそう……」の声あり)

吉村委員長 ちょっと待ってください。2人で話をするとややこしいですから。まず、そうじゃないというのは、まず、分かりやすく。何に対してそうじゃないと。

増田委員 これは個人攻撃になるんで、ある程度制限しますけれども、協議会に出ているとき、議会から出てるんねんけども、これ言うと、ちょっと指摘をされそうやなとか、攻撃受けそうやなというふうなことは、やっぱり言葉を選んで言わないとかね。これ問題やな、言うとかなんなと思っても、あえて、いろんな方、たくさん、例えば公共交通ですと、非常に大勢の、業界の方も含めて50人近い方がおられる。

吉村委員長 結構いらっしゃいますね。

増田委員 その中で、やっぱり議会からの意見として発言するというのは、相当経験と勇気と知識が要ります。そういうことで、なかなかやっぱり、いろんな、ほかの小さい協議会も含めて、意見というのは必要最小限になっているような気がします。私の経験から。だからそれをもっと積極的に、出ていっているんでしたら、私、ちょっと話がそれますけれども、会議に出席したら必ず自分の意見を言えと、意見ないんかと言って、いやありますよって、あるんだったら必ず言うて帰れというふうな指導を受けた時期もございました。私、なるほどなと思ってますし、会議に出席するというのが、その立場で会議に臨んでますんで、やっぱり自分の立場で意見を言うというのは、みんなやったほうがいいんじゃないですか。それがための出席じゃないですかということと言いたかったということです。

吉村委員長 よろしいか。

谷原委員。

谷原委員 よく分かりました。個々人の資質の問題になってしまうので、私は制度の議論なので、現状、この制度でそういう方々もいて、ちょっとでこぼこが出ているということですよね。今の制度でうまくやろうとすれば増田委員のおっしゃるとおりやと私も思いますけれども、なかなか現状はそうはなっていないところの中でどう考えるか、何が一番いいかということだろうと思います。分かりました。

吉村委員長 ほかに討議を希望される方、いらっしゃいますか。

横井委員。どなたに対してか教えていただきたい。

横井委員 西川委員にご質問いたします。

吉村委員長 いや、質問じゃなくて討議です。

横井委員 お聞きします。第8条、策定審議会は、必要があると認めるときは、最後、飛んでですね、求めることができるということになっています。ということは、この第8条では必要でないときは求める、求めなくてもよい、任意事項ですね。とすると、この修正動議の中の下から3行目、委員外での会議出席を認めることと記載されております。とすると、この下から3行目の文言と、今言うている内容では合わないのじゃないですか。

吉村委員長 今、質問じゃなくて、これに対する意見、意見というか、合わせるべきだというような質問なんですか。質問じゃない、ごめんなさい。

横井委員 そうそう。修正箇所をもうちょっと増やせるとか、そういうお考えはないのかということですね。そうしないとこのままで、最初、僕言いましたね。(1)だけを減らすんですか、削るんですかと。ほかは有効ですか言うたら、ほかは有効だった。ということは第8条も有効ですね。

吉村委員長 あのときの質問に対して、西川委員のお答えであれば、第8条は触らないという話でしたね。

横井委員 そうそう、有効ですね。ただ、そうするとここに、必要があると認めるときはとなって。

吉村委員長 西川委員。

西川委員 そもそも違うんですよ。こっちから、今この、ただしというところは、市議会の立場として、理事者に、いうたら、これが条件ですよということ付しているわけです。こっちは理事者が判断をするんです、この8条は。ほかの委員メンバー以外ですよ、恐らくね。ほかのところからちょっと資料が欲しいなとか、それは理事者からほかの委員以外の人に言う。そもそも、せやから違うということで、こっちは議会から求めているからという意味ですね、そういうことでしょ。

吉村委員長 全くそのとおりです。

西川委員 恐らく、質問は。

吉村委員長 質問ではないね。今はね、横井委員、質疑の場ではありませんので、ここは討論の場です。よろしいですね、今。

横井委員。

横井委員 だから、要するにニアリーイコールやということを言わはったんですね。

(「いや、全然違います」の声あり)

吉村委員長 違います。ちょっと、討論になってませんので、一旦、これで取り下げます。

ほか、討論は。議員間討議ですのですね。

ほか、議員間討議を希望される方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論は、議第5号及び西川委員より提出されました議第5号に対する修正案を一括して行います。

討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 私は、修正案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

議案を、この議案に限って考えさせていただきます。総合計画は市の最上位計画です。市の最上位計画ということなので、議会の議決案件にして、わざわざ地方自治法に基づいて、議会が、これは藤井本議員が議員提案をして議会の議決事項となったものです。したがって、これは議会として議決事項に持ち込んでやったもので、ほかの国保運営協議会のように、条例とか、会計とか、法令に従って議決すべきものとは、また全然異なる性格を私は持っていると思います。そういう意味で、議会としてこれにどう関わるかということが、私は非常に重要な問題だと思います。そういう点では、ほかの議決事項と私は異なっていると考えております。ですから、これはこの案件としてきちっと議決をしていくべきものと考えております。

その上でですけれども、どう、この総合計画に議会として関わっていくかということを考えた場合、現状、例えば議会として委員が出るよりも、少なくとも関心のある方が傍聴に出て、そのときの様々な委員の方、学識経験者の方、公益代表の方、その方々の意見を聞いて、それをもとに議会でまた報告を受けたときに、いろんな質疑も含めて、総合計画の中身を深めていくと。審議会と議会が、やっぱり協力・協働できる体制というのも私は大事じゃないかなと思っております。

市長の附属機関である諮問機関としての、この委員会に所属するというのは、そこへ議会で行くというのは、二元代表制という観点からも、私はちょっと疑問があるなと思っております。これは、総務省が過去以来言っているように、行政実例でもあるように、決して法律上好ましいことでもありませんし、すっきりするとか、もうちょっと分かりやすい議会にする上でも、少なくとも情報提供はしっかり受けた上で、報告に対して、オープンな場できっちと、議会で意見も言えるというふうなことが望ましいのではないかなと思っております。そうすれば、市民の方も見ることもできますし、関心も抱いていただけますし、そういう意味で、この総合計画については、議会としてしっかり議論をするという観点から、審議会に参加するということは望ましくないんじゃないかなと思っております。

それから、ややこしいのは例えば議長とか、所管の常任委員会、それぞれ常任委員長が出た場合に、その方の発言の重みがどうなのかということを気にしているんです。つまり、やっぱり議会、最終的に議決する議会からそういう意見が出た場合に、ほかの委員の方が議会の意見をどう受け止められるのかなというふうな気もするんです。逆に、しっかりと議会の意見として持っていっていった場合に、ほかの委員さんの意見が、むしろとられにくかったり発言しにくかったりしないかということも恐れております。最終的には、これ、取りまとめは、条例では庶務となっていますけれども、事務局は企画部が持つことになるわけですから、原案も資料も基本的に企画部から出ていくわけですから、議会に企画部がしっかりと報告していただければ、そこに議会としての意見が反映できますし、傍聴すれば情報も広く皆さんで共有できますから、そういう意味でも、審議会の発言が、いわゆる公益委員の方、学識経験者の方、それぞれの委員が、議会にあまり忖度せずに自由に発言できるということでも、議員がないほうがいいと私は思いますので、修正案に賛成いたします。

吉村委員長 ほかに討論はありませんか。

増田委員。

増田委員 賛成討論をさせていただきます。これそもそも、この審議会が市長が任命をされると、こういうふうになっているんですけども、策定される、審議される組織という場には、市長はおられません。市長の影響を受けないというのが私、これは絶対そうあるべきだと思いますし、そのような体制であるというふうに思います。過去の例からいっても、それなりの学識経験、いろんな経験をお持ちの方が、座長としてこの審議会を取りまとめていただいているという経緯もございますので、私は、市長に偏った成果物が出来上がるというふうには考えていません。恐らく、いろんな方の意見の集約であるべきやと思いますし、また、そうであるというふうにも思っておりますので。

それともう一つはね、これ、先ほどおっしゃられたように、議会として、先に色がついてしまったらとかというふうなお話もございましたけれども、私はこれ、最終的に採決をするということになると、表現悪いですけども、15通りの考え方の議員さんがおられますので、その15人がどのように判断されるかというのが採決ですんで、私は最終的な決断というのは別に、その人の影響がどうこうはないというふうに思います。

それからもう一つは、この3名を選ぶ、これ3名でしたっけ。

吉村委員長 はい。

増田委員 3名を選ぶということについては、私、ここで偏りがあって、いろいろと問題が生じるようなことになってはいけないんで、その3人の選出の仕方ということに一工夫あるべきかなというふうに思います。

以上です。

吉村委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論は終結いたします。

これより採決を行います。採決は分割して行います。

まず、西川委員から提出されました議第5号に対する修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

吉村委員長 起立多数であります。よって、議第5号に対する修正案は可決すべきものと決定いたしました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。修正部分を除くその他の部分について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 異議なしと認めます。よって、議第5号の修正議決した部分を除く、そのほかの部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

ここで委員外議員からの発言の申出があれば、許可いたします。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

このたびの、この議第5号に関する議論につきましては、このほかの条例等もございますので非常にご判断難しかったかと思いますが、慎重審議大変お疲れさまでございました。

これをもちまして、総務建設常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後3時39分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 吉村 始